

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

1 制度を利用できる方

ふるさと納税ワンストップ特例制度（以下、「特例制度」という。）を利用するには、次の①～③のいずれの要件も満たしている必要があります。

- ① もともと確定申告をする必要のない給与所得者・年金所得者等であり、確定申告をしないこと
※給与収入 2,000 万円を超える給与所得者や、医療費控除等を受ける場合は、確定申告が必要になります。
- ② 令和 5 年中の寄附先が 5 自治体以下であること
※1 つの自治体に複数回寄附をしても 1 カウントとなります。
- ③ 申し込みのたびに自治体へ申請書を郵送していること

要件を満たさない場合、特例制度の利用を希望されない場合、以下の手続きは不要です。確定申告で寄附金控除を申告してください。

2 申請方法

特例制度の利用を希望される場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（以下、「特例申請書」といいます。）」の提出が必要になります。裏面の【記入例】を参照し、特例申請書を記入のうえ、専用の返信用封筒で **令和 7 年 1 月 10 日(金曜)** までにご提出ください。

なお、平成 28 年 1 月から、特例申請書に個人番号（マイナンバー）を記入いただくこととなっており、これに伴い個人番号及び本人確認に係る書類をあわせて提出いただく必要があります。

次の ABC のうち、いずれかの方法で書類を用意し、特例申請書と一緒にご提出ください。

A	B	C
マイナンバーカードの写し 表面・ウラ面	番号通知カード（写し）※ + 次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・在留カード 等 ※写真が表示され、氏名、生年月日と住所が確認できるようコピーしてください。	住民票（マイナンバー記載あり） + 次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・在留カード 等 ※写真が表示され、氏名、生年月日と住所が確認できるようコピーしてください。

※ 番号通知カードはデジタル手続法施行前に発行されたもので、記載事項に変更がない場合に限りです。

※ デジタル手続法施行後に発行された個人番号通知書は、個人番号確認書類としては利用できません。

3 申請後の流れ

特例申請書を提出いただきますと、寄附者の寄附金税額控除に必要な事項を、港区が寄附者のお住まいの市区町村に通知します。これにより、お住まいの市区町村が、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて寄附金税額控除を行います（原則、確定申告を行った場合と同額が控除されます。）。

4 その他の留意事項

- 特例申請書提出後に確定申告や住民税の申告をした場合や、寄附先が 5 自治体を超えた場合は、特例制度の適用を受けられなくなります。確定申告等で、必ず寄附金税額控除を申告してください。
- 特例申請書提出後に、転居等により申請書の内容に変更が生じた場合、**令和 7 年 1 月 10 日(金曜)** までに、「申告特例事項変更届出書」を提出いただく必要があります。「届出用紙」は港区ホームページからダウンロードすることができます。郵送を希望する場合は、税務課税務係までご連絡ください。

令和 6 年寄附

提出日を記入してください

区市町村民税
都道府県民税

住所、氏名（フリガナ）、個人番号、生年月日、電話番号をすべて記入してください。（整理番号欄は記入不要です）
（注意）記載内容に年内に変更が生じた場合は、別途、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

令和 6 年 6 月 20 日 (あて先) 港区長		整理番号													
住所	105-0011	フリガナ	ミナト ハナコ												
	港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 みなとマンション 209		氏名	港 花 子											
電話番号	03-3578-2111		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
			生年月日	明・大 昭		平・令		39		10		10			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第 37 条の 2（第 314 条の 7）第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注 1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注 2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合、寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税申告書の提出が必要です。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。
※ 同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 6 年 6 月 10 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

確定申告及び住民税申告をする必要のない方が寄附をした場合のみチェックをしてください。（チェックがない場合、本申請は受け付けられません。）

②に該当する場合、それ

① 地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者である

①・②どちらにも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

その年のふるさと納税による寄附先（都道府県及び市区町村）が、5 団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください。（チェックがない場合、本申請は受け付けられません。）

ると見込まれる者をいい
る申告書を提出する義
について、当該寄附金に
の提出がされたも

② 地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者である

（注）地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数 が 5 以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないで)

住所と氏名を記入してください。
(後日、受付印を押印のうえ、返送いたします。)

令和 6 年寄附分

区市町村民税
都道府県民税

住所	港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 みなとマンション 209	受付日付印
氏名	港 花 子 様	

受付団体名

東京都港区